

平成 30 年度『知っておきたい！子ども・若者どこでも講座』 講師派遣 申込要項

青少年自身が自らの力で思春期の課題を乗り越えていくためには、まわりの大人たちが青少年を取り巻く環境を理解し、一緒に考え、支援していくことが大切です。

(公財)よこはまユースでは、特定の青少年だけが困難を抱えているのではなく、全ての青少年が様々なリスクにさらされているという認識のもと、抱える課題の理解を促進するとともに、青少年の育ちを地域全体で見守ることができる環境づくりを目的とし、主に地域・学校で行われる『子ども・若者』をテーマとした講演会・研修会等に講師を派遣する『知っておきたい！子ども・若者どこでも講座』を実施しています。

青少年と向き合い、青少年の育ちを地域全体で見守る環境づくりに、ぜひご活用ください。

1. 申込みができる方

市内に在住し、在勤し、又は在学する次の方で構成された 20 人以上の団体とします。
(例:保護者、PTA、教職員、生徒、青少年育成に携わる市民団体 など)

2. 申込要件

申込みができる事業は、次の要件を満たすものとします。

- (1) 自主的に行う事業であること。
- (2) 実施会場の設営等、必要な事前準備を確実にできること。
- (3) 事務局との調整等、必要に応じて事業計画の修正が可能であること。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (5) 営利を目的としないこと。
- (6) 公序良俗に反しないこと。

3. 受付期間

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 2 月 28 日まで(派遣回数 は年間 62 回)

4. 実施期間

平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに実施される事業
原則として、土日祝、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く

5. 講座のテーマ

地域全体で青少年を見守る環境をつくるために、以下のような視点から講演します。

- (1) 子どもとのかかわり方
- (2) 青少年の居場所
- (3) ネット・スマホ・SNS
- (4) 性教育、性感染症等の問題
- (5) 非行の問題
- (6) 薬物の問題
- (7) 若者の自立支援(ひきこもり、就労等)
- (8) リストカット、摂食障害等、心の問題、心の教育
- (9) 自殺の問題

※その他、講座で取り上げたいテーマがございましたら、事務局までご相談ください。
講師と調整のうえ、可能であれば対応させていただきます。

6. 申込方法

(1) 提出書類

- ・ 子ども・若者どこでも講座 申込書(第1号様式)
- ・ 事業計画書(第2号様式)
- ・ 団体の概要資料(規則・会則など)※様式自由

※申込様式は、公益財団法人よこはまユースホームページからダウンロードできます。
インターネットをご利用になれない方は、お電話でご相談ください。

◆子ども・若者どこでも講座 ホームページ

<http://www.yokohama-youth.jp>

(2) 提出期限

講師派遣を希望する日の4週間前までに申込書類を提出してください。

(3) 提出方法

次のいずれかの方法で申込書類をお送りください。

ア Eメール dokodemo24@yokohama-youth.jp

イ FAX 045-662-7645

ウ 郵送 〒231-0011 横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター5階
公益財団法人よこはまユース
「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座」宛

7. 講師の選定について

講師は、ご希望のテーマに応じて適任と思われる方を(公財)よこはまユースが選定します。講師の都合により、ご希望の日程やテーマに対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。原則、講師の指定はできません。

8. 講師派遣の可否決定について

申込受付後、事務局において講師と調整を行い、子ども・若者どこでも講座調整結果通知票(第4号様式)により、講師派遣の可否をお知らせします。
なお、事業の趣旨にそぐわないと判断した場合は、お断りすることがあります。

9. 事業実施報告について

事業終了後、1か月以内に講座終了報告書(第6号様式)を事務局に提出してください。

10. 経費負担

講師派遣に係る経費は無料です。経費はよこはまユースが負担します。但し、よこはまユースが負担する経費以外を講師に支払うことはできません。

11. 申し込みから講師派遣までの流れ



12. 問い合わせ先(事務局)

公益財団法人よこはまユース 事業課

電話 045-662-4170 FAX 045-662-7645

Eメール dokodemo24@yokohama-youth.jp